

# 「新たな地域の絆づくり事業」生活課題調査業務 受託者募集要項

奈良県健康福祉部地域福祉課

## 1 趣旨

地域の生活課題が多様化するなか、奈良県独自の問題として抱えているオールドニュータウンについて、自治会の意向を受け、地域住民を対象に、潜在化している見えない課題及び地域で暮らすことによる生活課題をニーズとして把握するため実態調査等を行います。

調査結果に基づき、地域の潜在的なニーズを掘り起こし、今後の地域福祉活動に繋げていく提案、円滑な活動に繋がる施策を検討し、新たな活動支援となるツールや方策についても検討します。

このため、本業務の受託事業者を募集します。

## 2 業務概要

### (1) 名称

「新たな地域の絆づくり事業」生活課題調査業務委託

### (2) 委託費上限額

2,000千円(消費税及び地方消費税を含む)上限額でありこの範囲内で別途算定します。

### (3) 業務内容

当方が指定する地域における悉皆調査及び分析(詳細は別紙仕様書のとおり)

### (4) 契約期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

### (5) 仕様

別紙「新たな地域の絆づくり事業生活課題調査業務委託仕様書」のとおりとします。

## 3 応募手続き等

### (1) 応募資格

ア 事業に必要な社会福祉士等の資格を持つ人員を揃え、適切な運営が確保できると認められる民間事業者であること。

イ 奈良県内に主たる事務所を有しており、書類提出日時点において奈良県の入札参加資格業者名簿に掲載されている団体等であること。

ウ 次に該当する法人等は応募することができません。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人等

② 奈良県から指名停止を受けている法人等

③ 会社更生法、民事再生法又は商法に基づき更生、更生又は会社整理の申立手続きをしている法人

④ 奈良県税、法人税、消費税(地方消費税含む)及び市町村税を滞納している法人

等

- ⑤ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等
- ⑥ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である法人等
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑩ 役員等（役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ⑫ 宗教活動や政治活動を活動目的としている法人等

## (2) 提出書類

- ア 応募申込書（様式2）
- イ 企画提案書（様式3）
- ウ 法人等の概要説明（様式4）
- エ 定款又はこれに代わるものの写し
- オ 法人の登記事項証明書（提出日において3か月以内に発行されたもの。原本1部、副本にはその写しを添付する。）
- カ 事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書その他法人等の事業及び財務の状況を明らかにすることができる書類（直近の3年度分）
- キ 平成25年度の事業計画書及び収支予算書
  - ※ 事業計画書、収支予算書は応募にあたっての必要書類ですので、必ず提出して下さい。
- ク 納税証明書〔原本1部〕（未納がないことの証明）（原本1部、副本にはその写しを添付する。）
  - ・ 奈良県税事務所等が発行する県税（全税目）の納税証明書
  - ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 申立書（様式5）

(3) 提出部数

2部（正本1部、副本1部を同時に提出してください。）

#### 4 質問及び回答

(1) 質問受付期限

平成25年10月9日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

別紙「質問票」（様式1）により文書（ファクシミリ可）又は電子メールによることとします。（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）

(3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利害を妨げる恐れのあるものを除き、「奈良県健康福祉部地域福祉課ホームページ」上にて公開します。個別には回答しません。

#### 5 企画提案書等の提出

(1) 募集要項等の配布

平成25年10月2日（水）から同年10月17日（木）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）各日とも午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎3階

奈良県健康福祉部地域福祉課

※ 郵送による配布は行いません。

※ 募集要項等は、「奈良県健康福祉部地域福祉課ホームページ」で公開します。

(3) 提出期間及び時間

平成25年10月10日（木）から平成25年10月17日（木）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）各日とも午前9時から午後5時まで。

(4) 提出場所

「8 書類等提出先」とします。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成25年10月17日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(6) 提出書類

「3 応募手続き等（2）提出書類」で示す書類。

#### 6 審査

(1) 審査方法

本説明書及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「新たな地域の絆づくり事業業務委託審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が、書類審査を行い、評価点

方式による順位をもとに、審査委員の合議により最優秀提案者を決定します。

## (2) 評価基準

審査委員会の書類審査は、以下の評価基準により行います。

- ① 業務実績、人的構成等に照らして、当該業務を適切かつ確実に遂行することができる能力、知識及び経験を有すること。
- ② 企画提案内容が、当該業務の効果的・効率的な推進に資するものであること。
- ③ 見積金額及び積算内訳が適切で、提案内容と均衡の取れた合理的なものとなっていること。

## (3) 審査結果

企画提案書を提出された全事業者あて、平成25年10月25日（金）を目途に、書面により通知します。

なお、審査員及び審査結果に関して、理由や点数等の照会・問い合わせには一切応じられません。

## 7 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提案に要する経費は、各事業者の負担とします。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- (6) 参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (7) 参加申込書、企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は原則として認めません。
- (8) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続きを行うこととします。
- (9) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

## 8 書類等提出先・問い合わせ先

住 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

担 当：奈良県 健康福祉部 地域福祉課 地域福祉推進係

電 話：0742-27-8503

FAX：0742-22-5709

電子メール：fukushi@office.pref.nara.lg.jp